

## 地価公示と地価調査について

区 分	地 価 公 示	地 価 調 査
根 拠 法 令 条 項	地価公示法（昭和44年法律第49号） 第2条第1項	国土利用計画法施行令（昭和49年政令 第387号）第9条第1項
実 施 主 体	国（土地鑑定委員会）	県（知事）
価 格 (地点) 名 称	公示価格（標準地）	標準価格（基準地）
調 査 対 象 区 域	都市計画区域 その他の土地取引が相当程度見込まれる ものとして国土交通省令で定める地域 （21市17町）	県下全域（42市町村）
調 査 方 法	国（土地鑑定委員会）が標準地を選定 し、不動産鑑定士の鑑定評価を求め、そ の結果を審査し、必要な調整を行って当 該標準地の単位面積当たりの公示価格を 判定する。	知事が基準地を選定し、不動産鑑定士 の鑑定評価を求め、その結果を審査し、 必要な調整を行って当該基準地の単位面 積当たりの標準価格を判定する。
地点数	宅地及び宅地見込地  441地点	宅地及び宅地見込地 585地点 林地 25地点 計 610地点 ※半期地価動向調査含む。
価 格 時 点 (公表)	1月1日（3月下旬）	7月1日（9月下旬）